

■ 自動車整備

従事する業務区分	自動車の日常点検整備
	自動車の定期点検整備
	自動車の分解整備
従事できる関連業務	整備内容の説明及び関連部品の販売、部品番号検索・部内発注作業、車枠車体の整備調整作業
	ナビ・ETC等の電装品の取付作業、自動車板金塗装作業、洗車作業、下廻り塗装作業
	車内清掃作業、構内清掃作業、部品等運搬作業、設備機器等清掃作業
雇用形態	直接雇用
試験区分	1試験区分
技能試験	自動車整備分野特定技能評価試験、自動車整備士技能検定3級
日本語試験	日本語能力試験（N4以上）、又は、国際交流基金日本語基礎テスト
試験免除等となる技能実習職種	自動車整備
人数制限	なし
管轄省庁	国土交通省
受入機関に対して特に課す条件	自動車整備分野特定技能協議会に参加し、必要な協力を行うこと
	道路運送車両法に基づき地方運輸局長から認証を受けた事業場を有すること
	国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	登録支援機関に支援を全部委託する場合、上記の項目に該当しているほか、1級または2級の自動車整備士の技能検定に合格した者、または、自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれている登録支援機関に委託すること